令和5年新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1. 招集年月日 令和5年5月12日
- 2. 招集の場所 御嵩町役場 第1委員会室
- 3. 開 会 令和5年5月12日 午後1時30分 委員長宣告
- 4. 協議・報告事項
 - (1)新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告について
 - (2)新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について
 - (3) その他

議事日程

令和5年5月12日(金曜日) 午後1時30分 開議

- 1 委員長挨拶
- 2 議長挨拶
- 3 協議・報告事項
 - (1) 新庁舎等建設特別委員会の委員長最終報告について
 - (2)新庁舎等整備事業に係る関係者説明会について
 - (3) その他

出席委員(8名)

委	員	長	安	藤	信	治	副	委員	長	大	沢	まり)子
委		員	清	水	亮	太	委		員	奥	村		悟
委		員	伏	屋	光	幸	委		員	安	藤	雅	子
委		員	Щ	田	儀	雄	委		員	岡	本	隆	子

その他出席した議員

議 長 高 山 由 行

欠席委員(1名)

委 員 谷口鈴男

職務のため出席した者の職氏名

委員長 (安藤信治君)

どうもご苦労様です。まだまだ寒暖差、温度差が朝夕20度近く違う所もあるみたいですけ ど、体調維持に大変苦しんでおります。皆さんも十分に気を付けていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより新庁舎等建設特別委員会 を開催させていただきます。

なお、大沢副委員長につきましては、少し遅れる旨の連絡をいただいております。谷口委員 はおみえになりませんが、事務局何か連絡はありましたか。

議会事務局長(土谷浩輝君)

はい、連絡はいただいております。病院へ行かれるということを聞いております。時間まで に来れなければ欠席だということを伺っております。

委員長 (安藤信治君)

そうですか。

では、まずはじめに議長から挨拶お願いします。

議長(高山由行君)

皆さん午後からの会議ということで、大変出にくい時間にお集まりいただきましてありがと うございます。新庁舎等建設特別委員会ということで最終まとめをどうするか、本日まとめて いただければ大変ありがたいと思っています。

コロナの扱いが 5 類になって、午前中の議会運営委員会でも話しましたが、御嵩町議会としては今まで通りの注意喚起をしながらの議会運営になりますので、その旨をよろしくお願いします。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。

それでは本日の協議事項に入らせていただきます。先般の特別委員会でも協議しましたけれ ど、最終報告についてですが、少数意見、多数意見それぞれを添付するという話になっていま す。それと本文の原案が大体出来上がりましたので事務局で配布して、その間暫時休憩とさせ ていただきまして熟読願いたいと思います。もしお気づきの点等がございましたら訂正等させ ていただきますので、よろしくお願いします。

暫時休憩します。

午後1時33分 休憩

委員長 (安藤信治君)

休憩を解いて再開します。

今読んでいただいて案について、細部の訂正等の指摘があった部分を事務局で直していただきました。それについて一つ一つ確認をとっていきたいと思います。もし、この中でこれはおかしいんじゃないかという話だったら別でやりたいと思いますので、そういうのがあれば今言っていただいた方がいいのでよろしくお願いします。では事務局で一字一句直したところを確認を取っていきたいと思います。

私の方でやらせていただきますのでよろしくお願いします。

最初の1ページですけど、下から7行目、全員協議会はなかなか回数がカウント出来ないということで、「全員協議会等」にして「等」を入れて「〇回」というのを消すということでよろしいでしょうか。それから「令和3年12月を前後して前の」とあるんですが、「の」を削る、これでよろしいでしょうか。それから「相反する思いを訴える議員(4名)」の「(4名)」をカットした方がいいという話でしたので、これもカットでよろしいでしょうか。

委員(山田儀雄君)

今の議員4名という部分で別紙2には4名が。

委員長 (安藤信治君)

後でやります。

委員(山田儀雄君)

分かりました。じゃあいいです。

委員長 (安藤信治君)

別紙の方は、多数派の意見は多数派の方の意見、少数派の意見は少数派の方の意見であって、 多数派の人が少数派の意見をこれはおかしいとかもしあればですけれど、そこはちょっと。

大沢委員来られましたので、よろしくお願いします。

それから赤字の部分ですね、「住民説明会への御嵩町議会議員としての出席についても特別 委員会で協議しましたが、全員参加」これ4名と書いておったんですが私は、これを切ると、

「臨めず議会としての説明責任を果たせなかったことも併せて報告させていただきます」というように訂正させていただきました。それでよろしいですか。 4名はカットだね。そして次のページに行きまして、「齟齬」という言葉、これ難しい、齟齬というのは食い違うという意味がありますけれど、相違とかそれでもよろしいですけれど、この齟齬という言葉、私も書けと言われても書けないですけれど、これは外して「ズレ」とか「相違」、後で相違という言葉が

出てくるので「食い違い」とかそういった言葉に直した方がいいかなと思いますがいかがでしょうか。「ズレ」でそのまま行くのか「食い違い」とかに変えるのか、どっちがよろしいですかね。何か「ズレ」っていうのはあんまり一般的じゃないみたいな。私としては「食い違い」という表現がいいかなと思いますけど。いかがでしょうか。

委員(安藤雅子さん)

「齟齬」という言葉が2回出てくるわけですが、2回目の所の「齟齬」を違う言葉に置き換えるとすれば、1回目の部分は「齟齬」のままでもいいかなと思いますけどいかがでしょう。

委員長 (安藤信治君)

安藤雅子委員がそのままでどうかっていう話です、1回目の方ですね。いかがでしょうか、 「齟齬」をそのまま。「ズレ」じゃなくて「齟齬が生じてきたことから」というふうで。よろ しいですか。

〔 賛同する声あり 〕

それに関連してですね、その下の「本最終報告は、本特別委員会での意思、見解等」の「等」を消す。この「齟齬」はやめて「相違」にしましょうか。そして「等」を消して「生じている実態、実情を後に残すため」、そういう格好でよろしいですか。

〔 賛同する声あり 〕

それから、「少数意見(4名)」の「(4名)」をカットということで、その前の「(6名)」も。「しましたのでご理解いただきますようお願いします」をカットして「添付することといたします」で止めると、これでよろしいですか。

〔 賛同する声あり 〕

じゃあ、今訂正箇所だけ見たので、事務局で直していただいて26日に正式に報告するということでよろしいでしょうか。

[賛同する声あり]

委員長 (安藤信治君)

それから別紙1の多数意見、「6名」を切る、「減災」の誤字訂正。それから「町執行部」とあるんですが、「執行部」というのは必要ないんじゃないかという意見もあったと思うので、「町」で十分通用するので「町」に訂正した方がいいと思いますので、よろしくお願いします。それから、「まちづくりの拠点を担うべく21号バイパスエリアに、新庁舎と保育園」「所」を「園」にする、「児童館」の後に「、防災公園、防災ホール」を入れた方がという意見がありますので、これは入れることでよろしいでしょうか。これは多数意見の方ですが、よろしいですか。

〔 賛同する声あり 〕

委員長 (安藤信治君)

防災公園と防災ホールを入れるということにしたいと思います。

それから下の方の2つあるんですけど、「町執行部」これも2行目と同じように「執行部」 を取るということでよろしいでしょうか。

〔 賛同する声あり 〕

委員長 (安藤信治君)

それからその下にいきまして、「☆」を取る。大沢まり子委員、山田儀雄委員、私、奥村悟 委員、清水亮太委員の6名を多数意見ということでよろしいですか。

[賛同する声あり]

委員長 (安藤信治君)

次のページいきまして、内容的には4名の方で決められたことですので、そこは触れないようにして、ただ最後に、谷口鈴男委員、伏屋光幸委員、福井俊雄委員、岡本隆子委員と書いてあるんですけれど、福井委員は4月30日に議員を辞職されていますので、福井さんを入れておくのかどうか、趣旨としてはこういう方が関わっていたのが分かるのであれば福井さんの名前を入れておいた方が私はいいかなと、4月何日辞職というような形で表記する方法もあるかと思います。まるきりカットしてもよろしいですけど。その辺どうですかね、岡本委員。

委員 (岡本隆子さん)

私もこれ出す時にちょっとと思ったんですが、名前は入れていただいて、(4月30日議員

辞職)というふうにしていただいたらどうかと思いますがどうでしょうか。

委員長 (安藤信治君)

それじゃあ、福井さんの表記はするけれど、括弧して4月30日に辞職されたという表記を、 これ年度が書いてないから令和を入れた方がいいね、令和5年4月30日に辞職ということで、 福井さんもこの意見だということで記録に残りますのでお願いします。

以上で訂正事項等ありましたけれども、もし内容がどうのこうのという話がありましたら、 この場でお聞きしたいと思いますのでどうですか。

委員 (清水亮太君)

少数派の意見なんで私が口を出すことではないんで内容については何も言いませんが、名称ですね、新庁舎建設と冒頭にあるんですけど正式委員会なんで、正式名称が新庁舎等整備事業のはずなので、そこだけ変えたらどうかなと思うのですがどうでしょうかね。

委員 (岡本隆子さん)

そのようでいいです。ちょっと配慮が足りませんでした。

委員長 (安藤信治君)

新庁舎等整備事業だね。

委員 (岡本隆子さん)

新庁舎等整備事業。

〔 意見が飛び交う 〕

委員長 (安藤信治君)

発言は挙手にてお願いします。

じゃあ別紙2の方も、「新庁舎建設」を「新庁舎等整備事業」に訂正するということでよろ しいですか。下に「私たち4名は」とあるんですが、この4名もよろしいですか。

委員 (岡本隆子さん)

ここは4名でいいと思います。

委員長 (安藤信治君)

あと他にどうですか。

委員 (奥村悟君)

少数意見の新庁舎等整備事業の所で、真ん中と最後から4行目との整合性はどうですかね。

委員(岡本降子さん)

整合性とはどこのことをおっしゃってますでしょうか。

委員 (奥村悟君)

最初の所は「新庁舎等整備事業については」としましたが、真ん中と下から4行目は「新庁舎計画」ということでこれで言い切っていいですか。

委員 (岡本隆子さん)

このままにしていただけますか。

委員長 (安藤信治君)

よろしいですか、伏屋委員。

委員 (伏屋光幸君)

それでいいです。

委員 (清水亮太君)

細かいことで申し訳ないんですが、最後の署名というか名前の順、6名の方は議席順になっていると思いますが、少数派の方も合わせた方がよろしいのかなと、見解というか決めていただいたらいいかと思うんですけれど。このままでも意図があればそれでもいいんですけど。

委員 (岡本隆子さん)

年齢順に書きました。議席順ということで揃えた方がいいということであれば。伏屋委員ど うでしょうか。

委員 (伏屋光幸君)

そこまで拘る必要はないと思います。

委員長 (安藤信治君)

どうですか、岡本委員。決めてもらえばいいですけれど。

委員 (岡本隆子さん)

じゃあこのままでお願い致します。

委員長 (安藤信治君)

福井委員もその中で括弧して入れるということでよろしいですか。順番もこのままで。

委員 (岡本隆子さん)

はい。

副委員長 (大沢まり子さん)

統一感が無い、聞かれた時に分からないし。

委員 (清水亮太君)

あくまで正式な文書だと思うので議席順が正しい順かなとこちらは思います。

委員長 (安藤信治君)

という意見が出たんですけれど、伏屋委員どうですか。

委員長 (安藤信治君)

こっちの話か。大沢副委員長がおっしゃられたんですが、私も議席順でいいと思います。 他よろしいですか。

委員 (奥村悟君)

先ほどの最終まとめの所で、安藤雅子委員が言われましたが、真ん中の「齟齬」というのは 再度確認ですが、「ズレ」じゃなくて「齟齬」は残して、その後の「齟齬」はやめて「相違」 ということだったんですかね。そういうことですね。辞書なんか引いてもらうと分かるんです が、食い違いとかね、そういったことを指すんですけれど。やっぱり分かりやすくすれば「考 え方に食い違いがしょうじている」と直した方がいいと思うんですけれど、どうなんでしょう か。

委員長 (安藤信治君)

いかがですか。奥村委員が言われましたが。使い方に間違えは無いんですけれど。「食い違い」の方がいいという。

じゃあ、最初が「齟齬」で後は「相違」を入れるということで訂正して26日に報告したい と思います。

委員(安藤雅子さん)

ちょっと確認ですが、今の「齟齬」の2つ目に出ていた所、「相違」というのを確認しましたが、その前に四角で囲ってある「等」については両方とも消すということでよろしかったですか。

委員長 (安藤信治君)

「等」は消す、はい。

委員(安藤雅子さん)

もう一つ確認ですけれど、表面の方で、「(4名)」という人数の所は削るということでよろしかったですか。先ほど山田委員が質問された所なんですが、少数意見の方では4名ときちんと人数を書面に残すということをおっしゃられたんですが、ここはこのまま削るという形でいいですか。

委員長 (安藤信治君)

いや、そのまま4名でいくっていう、少数意見の方は。

委員(安藤雅子さん)

最終報告書1ページ目の下の方、赤字の所、「相反する思いを訴える議員(4名)」の「(4名)」は消すということでしたが、その下の赤字になる部分の「全員参加(4名欠席)」、ここ2つとも4名という数字が出ておりますが、削除でよろしかったですか。

委員長(安藤信治君)

少数意見の方は4名を残す、報告書の4名はカット。

一つあの、岡本委員、このデータは事務局持ってますか。送っておられますか。 暫時休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時13分 再開

委員長 (安藤信治君)

休憩を解いて再開します。

ただいま、別紙2で「以上」というのを切るという意見が出ましたのでカットするということでよろしいですね。

ではこの件についての協議は終了します。再度事務局で点検して誤字等がないようにしていただいて、5月26日に本会議で報告させていただきます。

前回も申したんですけど、別紙1と2は添付しているだけですので、これを読み上げること はしませんのでご承知おきいただきたいと思います。

以上で、委員長最終報告の件については終了させていただきます。

次にですね、新庁舎等整備事業に係る関係者説明会についての協議に入ります。

暫時休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時15分 再開

委員長 (安藤信治君)

休憩を解いて再開します。

新庁舎等整備事業に係る関係者説明会、これ5月14日に開催する連絡が入っていますけれ ど、町から出席依頼が議長へあったそうなので、この件について協議に入りたいと思います。 議長、経緯についてお願いします。

議長(高山由行君)

はい、発言させていただきます。今月14日の日曜日ですね、今度の日曜日、関係者説明会ということで前回の特別委員会でお話はしました。正式に依頼が来ているということで皆さんにはお伝えはしました。それから色々考えていただいたと思いますが、執行部にも明後日のことですので返事をしなくちゃいけないので、出るか出ないかということを言ってもらいたいと思います。谷口委員がひょっとして午後から来れんということでどうするかということは聞いておりますが、谷口委員は出ないということです。その理由はどう言っておいたらいいということでお話をしまして、説明会自体が執行部がやることに対して納得がいかないので執行部がやる会議には私は出席しないという理由でした。人それぞれ理由がありますので、そういう理由で説明会で説明してもいいかということを言ったら、それでいいですということでしたのでよろしくお願いします。

出るか出ないかなので、出れなかったら理由は当然言ってもらわなくちゃ説明がつかないので私も。それだけよろしくお願いします。以上です。

委員長 (安藤信治君)

ありがとうございました。今議長からありましたように、当日出るか出ないかということなんですけれど。私に言わせれば、谷口委員はもし執行部の意向と反るようなことがあればそこで発言していただくことに参加する意義があると思うんですけれど。そういうことで欠席されるということなら致し方ないと私は思っています。他の方で当日出れませんという方おられますか。

[岡本委員、伏屋委員が手を挙げる]

委員長 (安藤信治君)

岡本委員と伏屋委員、欠席ですね、二人は。もしよかったらなぜ出られないかということを お聞きしておきたいんですが。

委員 (岡本降子さん)

私も同じで、これは執行部が説明すべきことと考えるので欠席です。出席しません。

委員長 (安藤信治君)

伏屋委員どうですか。

委員 (伏屋光幸君)

僕も一緒で、地権者に対しての説明は当然執行部と町長がやることだと私は思っていますの

で出席はいたしません。

委員長 (安藤信治君)

分かりました。それについて議論しませんので。谷口委員と伏屋委員と岡本委員は当日欠席 ということで。欠席理由は今述べられたような話を議長なり私なりから欠席理由はこういうこ とですというのを話させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。それをどう 捉えられるかというのは地権者の方ですけれど、そういった事実関係だけは説明して、我々あ と残り7名は参加するということでよろしいでしょうか。

〔 賛同する声あり 〕

委員長 (安藤信治君)

はい。そうしましたら、新庁舎等整備事業に係る関係者説明会については、谷口委員、伏屋 委員、岡本委員が欠席で残りの7名は全員参加ということで議長から町へ報告させていただき ますのでよろしくお願いします。

他に何か、特別委員会で協議されるようなことはございませんか。

委員 (奥村悟君)

個人的な意見で言いますが、26日に議長宛てに安藤委員長から最終報告をされ、これが正式に議会の報告書となるわけですけれど、この報告書を町民に開示したいと思うんですけれど。例えば6月1日の全戸配布かなんかで。というのは私、町民の方から聞くんですが、議会どういうふうにまとめて来たの、今までずっと議論してきて最終がどういうふうになったのという話もちょっと聞くんです。私はきちっと説明するんですが、その議会の構成の中で色んなやってきたことが全然町民にが分かっていない、そういうことがあるんで、やっぱりこれはきちんと最終報告された方が。前の建設の基本計画の中にも高山委員長が議長宛てに報告書を添付しているんです。これ町民の方知っているわけです。ということになれば、6月1日の全戸配布で配布したらどうかと思うんですけど。以上。

委員長 (安藤信治君)

この報告書は、はっきり言って何の成果もなかったと。大変私にとっては不本意な報告書となっているわけですけど。奥村委員が言われたように、これ特別委員会で協議すべきかどうか分からんのですけれど、せっかくおいでですので全戸配布等について、この場で決めるとか決めないとかの問題かどうか、広報の編集委員会の方でですね、そういうふうに決められるのが本来かなって私は個人的な思っているんですけれど。そういったことに対して異議のあるような方いますか。そんなことする必要ないんじゃないかという意見とか。私は出してもらっても

差し支えないと思っていますけれど。他の方、異論のある方いかがでしょうか。

委員 (岡本降子さん)

この最終報告書を6月1日のほっとみたけを配る時に全戸配布するという意味ですか、これだけを。

委員 (奥村悟君)

議会のたよりがありますから、そこに折り込みが出来るんですよ。

委員 (岡本隆子さん)

もう一回確認ですが、6月1日に3月議会の議会のたよりが出るんですね、そこにこれを別 紙折り込むということですか。議会のたよりの中に盛り込まずに、これをっていう意味なのか どういう意味なのかもう一度教えてもらえますか。

委員 (奥村悟君)

議会のたよりの校正はすでに終わりました。これで丸理の方へ印刷に最終版を出しますので、 その中には載せれませんので、議会のたよりの中に挟み込んで出すということにすればと思い ます。

委員(安藤雅子さん)

それって奥村委員のおっしゃったのは、かなり日程的に厳しいものがあるのかなと思いまして。先回の特別委員会の報告も特集を組んだ形で議会のたよりに載せて確か報告をしたと思いますので、今回も6月号では無理ですけれども、その次の号でこの結果を載せるというのはいかがでしょうね。この特別委員会の結果報告というものは私も町民の方にお知らせするべきだと思っておりますので、それは当然の話だと思いますが、町民の方にお伝えするべき時期っていうかチャンスは次回の議会報でいかがでしょうという提案ですけれど。

委員 (奥村悟君)

安藤委員が言われるのは、議会のたよりに挟み込むのが大変だということですか。どちらを 重点に置いてみえます。

委員(安藤雅子さん)

タイムリーと言えばタイムリーなのかもしれません。6月議会で報告としてあげたことがすぐに皆さんのお手元に届くということではタイムリーと言えるかなと思いますが、物理的に急げば不可能ではないと思うんです。今から文言を刷ってしまって用意をしておいて、出来上がってきた議会のたよりに挟み込む作業というのは物理的に不可能ではないと思うんですが、かなり急を要して人でも割いて皆さんに協力をいただかないと出来ないことなのかなと考えたので今のように申し上げました。

副委員長 (大沢まり子さん)

すみません、これって報告は26日にされますけど、議場で報告されるのは6月2日ですよね。ですから1日号には無理だと思います。報告されてからは公開されてもいいけど、その前はどうでしょう。

午後2時26分 休憩

午後2時36分 再開

委員長 (安藤信治君)

休憩を解いて再開します。

先ほど、その他の所で奥村委員から最終報告書の町民への公表について意見がありましたが、 この件については再度全協なりそういった会議で取り扱いを考えるということで、よろしくお 願いします。

委員 (清水亮太君)

14日の説明会があるということで、恐らく私ら7名が厳しいことを言われることになるかなと想像をしておりまして、特に今は3名ですか、お休みになられてまたそれも私らが矢面に立って聞いてくることになろうかと思います。ただ私としても今新庁舎の計画自体が止まっていることについて総括というか、なぜ止まっているのかいまいち分かっていない状況で。確かに県が止めている、でも県は4名の方の反対で止めましたということなので。岡本委員、伏屋委員、今日谷口委員おられないので分かりませんが、これ議会として止めたっていう理解でよろしいのかなという確認です。

委員 (岡本隆子さん)

質問の意味が分からないんですけれど。

委員 (清水亮太君)

今現在止まっているのは、県が止めたのか議会が止めたのか、どっちだと受け止めていらっ しゃるのかということを聞きたいです。

委員 (伏屋光幸君)

取り下げたのは町、町が県から取り下げて、清水委員も知っているように再申請をするということで一からまたやっておるわけですけれど、その中で地権者の人達はもう一回書かないかん、土地について。だから地権者の方自体がこのことについて町長、渡邊町長に聞きたいというのが本当のあれかと思いますけど。僕ら議員に聞くというより地権者の方は町長に真相を聞

きたいと。

委員 (清水亮太君)

地権者の方、関係者の方っていうのが正解だと思うのですが、この方達が議会にお願いしますということを町に言われて、町長が議会に依頼したという認識だったんですけれど。それは変わりないですね、正しい認識で。であるならば、説明会に出る出ないはもう聞いたのでいいんですけれど、今の見解だとちょっと相違があるのかなということを思います。そしてなぜ取り下げることになったのかということを議会としての総括が全然出来ていないような気がして、みんなクエスチョンマークなんで。特別委員会のメンバー自体が何で止まっているのかということを、僕としては特別委員会の見解じゃないけど色んな人の意見を聞いてみたいなっていう、特に反対されている方もそうなんですけれど、そういう意味合いで聞いたので。

委員長 (安藤信治君)

他にどうですか。

委員 (岡本隆子さん)

なぜ取り下げることになったのか、これは位置条例の3分の2以上の賛成が得られなかった ということだと思います。以上です。

委員 (清水亮太君)

つまり、特別議決に反対の意思を示されている方の働きによって止めたということでよろし いんですね。

委員 (岡本隆子さん)

伏屋委員答えてもらえますか。

委員 (伏屋光幸君)

今言われた、僕はそこはちょっと違うかなと思います。何でということは、県は色々指導してきたと思いますけど、それに応えられなかったのは町の執行部が回答がうまく出来なかったということに通じると思います。

委員 (清水亮太君)

問われてたのは相続の問題もそうだったんですけど、結局のところ大きなウエイトを占めたのが特別議決の成立の見込みという言葉が使われてなっていたことなので。 賛成者が3分の2を超えなかったということがだいぶ大きいのかなということがあって。正々堂々と反対されたという認識で私も見ますので、であるならば堂々と私たち頑張りましたと言えばいいのかなと、私が助け舟出すところでもないんですけれど。ただその辺の総括が全然出来ていないだけなんで、深い意図はないです。

委員 (奥村悟君)

県が反対というかオッケー出していないというのは、当然県の農業会議の方が前から言っているのですが町から進達をして農地転用については、県の農業会議の方はオッケー出したんですね、それで知事へ答申しているんですけれど。知事が一番肝心な3分の2特別多数議決これについて得られてないからということに尽きると思うんです。それしかないと私は解釈しています。私たち11名の議員の中で特別多数議決に達しておらず賛成なり反対なりということですかから、それは明らかですので当然言っていくべきじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

委員 (伏屋光幸君)

今、農業会議を言われましたが、私も経験しております、その農業会議。そこはあくまでも 開発協議をする場であって、今の第一希望の土地の転用でありますから当然農業会議にはあ がってきます。そこにかかってくる場合でも今の開発許可のみの判断をするだけで、そういう 仕組みになっておりますので、別に農業会議が早急であるとかということとは違うと思うんで す。

委員 (奥村悟君)

今、伏屋委員が言われた開発は農業会議の方は当然答申で町から進達しているわけですから、 可茂農林事務所経由で。そういうことならば県の方としてはは異論無いよ、農業会議ね、異論 無いよということで答申しているわけですけれども。開発が駄目だということを言われます、 開発の方が。

委員 (伏屋光幸君)

開発はそういう駄目だということはほとんどありません。岐阜県下から全ての市町村から 色々な申請があるわけですから、その中で出て来てもほとんど、僕がやってた時はほとんどが 太陽光の土地関係がたくさんやってきたんです。今の新庁舎とか公共の施設のあれは僕がやっ ている時には一件もありませんでした。

委員 (奥村悟君)

結局ね、農業委員会が農地転用の5条申請を出して、規模的に大きいですから町の農業委員会では許可が出せないので県に進達して県が許可を出すんですね、5条申請について県は農業会議で許可を出しているんです、今言われたように。ただ、それを知事に答申した時に、知事側の部局でそれはいいんだけれども合意形成が出来ていない、議員さんが合意形成を持って11名のメンバーで3分の2の特別多数議決が得られてないから、それを以て今回については許可出来ないよというふうに県は判断したと解釈するわけです。そうなれば私達議員にも町民に対して説明する責任はあるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

委員 (伏屋光幸君)

僕も何回か一般質問で質問したと思いますが、一番の県へダメージを与えたのは相続で、亡くなられた人に3人相続人がおってそれが全然相続が出来ていない状態で県に送ったというのが一番の致命傷というふうに僕は聞いております。

委員 (清水亮太君)

どなたから聞いてその事を言われているんですか。

委員 (伏屋光幸君)

書類をちょっと見れば誰でも分かると思います。今は相続完了しています、今現在。その最初に出した時に出来ていないのが1件の土地に3人の相続人、それが一番の致命傷です。

委員 (奥村悟君)

それでその時に町の農業委員会はそういう問題が発生しているにも関わらず県へ進達したわけですよね。なぜ進達したんでしょうかね。

委員 (伏屋光幸君)

いや、そこは僕の意見は。

委員 (奥村悟君)

ちょっと言ってください。

委員 (伏屋光幸君)

そういうことを普通だと農林課の職員だったら絶対に出しません、分かりますか。今の上の 総務の人がやった、横着な言い方だと、その間のうちに相続が出ればいいという甘い考えで出 されたっていうのが一番です。

委員 (奥村悟君)

伏屋委員、内部のこと大変詳しいわけですけれど、我々はそういうことが分からないんですよ。ですから全てクリアした中で県へ進達したにも関わらずそういう事案が出てきたということで疑問に思ってたわけです。ですから農地法の5条申請はもうクリア出来ているという中で今回の3分の2の特別多数議決、それの一点じゃないかなと私は解釈しました。内部的な伏屋委員がおっしゃることは私は全然知らないものですから。

委員 (清水亮太君)

相続の問題が解決したならば、じゃあ許可は通るという認識なんですか。

委員(伏屋光幸君)

再申請をすれば通る、今まだ再申請出してないでしょ。

委員長 (安藤信治君)

ちょっとここで伏屋委員に確認します。相続問題は今は何も引っかかっていないと思うんです、県が止めている中で。あくまでも例の特別議決の見込み、これ一点だけだと私は認識して

いるんですけど。相続問題も絡んでいるんですか今でも、それをちょっとお聞きしないといけないんですが。

委員 (伏屋光幸君)

その点についてはウエイトがあると思っていますけれど、新しい議員でそのことについてはやるということがうたってあるでしょ。そこにかけるより僕は仕方がないと思いますけど。

委員 (奥村悟君)

どこにうたってあるんですか。

委員 (伏屋光幸君)

なんで、今の会議で出て来てるでしょ。 6月以降新しい議員さんのもとで決めるということが。

委員長 (安藤信治君)

それは私ちょっと言いますけれど、位置条例を議会に上程してやるっていう話でしょ、それは令和6年第2回定例会に上程するということで県も承知している話です。その辺どうですかね。その時に協議すればいいっていう話ですか。

委員 (伏屋光幸君)

僕はそれでいいと思いますけれど。

委員長 (安藤信治君)

だから今の特別議決の見込みが一点だけ引っかかっているだけで、それさえクリアすれば一 応許可の条件は整うと私は考えてきたんですが、それ違うんですかね。

委員 (伏屋光幸君)

いや、違うことはありません。違うことはないので今度新しく議員になられる方でそれをクリアすれば大丈夫かと。

[「賛成みたい」という声あり]

委員 (伏屋光幸君)

いや、賛成では。

委員 (岡本隆子さん)

すみません、もう終わっていただけますか。

委員長 (安藤信治君)

岡本委員、今の伏屋委員の意見を聞いてどうですか。一緒にやって来られたのですけど。認 識がかなり違うみたいな、その辺どうですか。

委員 (岡本隆子さん)

相続が解決していないというのは私はずっと何度も確認していたので、ただその解決していないけれどもいずれ必ず解決するということで県の了解を得ていると聞いていました。さっきから問題になっている位置条例の特別議決ですね、それがやっぱり一番のクリア出来なかったことだと思います。それでいいんじゃないですか。

委員長 (安藤信治君)

特別議決の見込みという言葉を私は敢えて使っている。

委員 (岡本隆子さん)

見込みですね、見込みです。

委員長 (安藤信治君)

町長が言われた来年6月の特別議決の正式な位置条例の議決という考え方で、あくまでも見込みでよろしいですか。

あの、もう終わりましょうという声もありましたので、今日の特別委員会はこれで閉会させ ていただきます。以上、終わります。

午後2時55分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会議録署名者

新庁舎等建設特別委員長